

公 示 日 : 2021 年 12 月 15 日(水)

調達管理番号 : 21a00934

国 名 : パレスチナ

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : パレスチナジェニン市水道事業アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 水道事業アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2024 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 10.00、国内 1.50、合計 11.50
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日
- ・ 第 2 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日
- ・ 第 3 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日
- ・ 第 4 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日
- ・ 第 5 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 18% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 18% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 4% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年1月12日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2022年1月25日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水道事業に係る各種業務
対象国・地域／類似地域	パレスチナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パレスチナは、年間降水量が平均 468mm と世界平均の 880mm に対し約半分ほどの半乾燥地域であることに加え、季節による降水量の差が非常に大きく、冬季(11~3月)の降水量が年間降水量の 93%を占めていることなどから、特に夏季(4~10月)における水源確保が難しくなっている。また、パレスチナ内の水源(表流水、地下水)の多くはイスラエル国の管理下にあるため、新規水源開発には同国の許可が必要であり、その可否はパレスチナ・イスラエル国間の政治情勢に大きく左右される。そのため、パレスチナは、限られた水源を有効利用するため、国家政策アジェンダ(2017-2022)において公平な水分配の確保を優先項目に挙げている。

本事業のプロジェクトサイトであるジェニン市は、パレスチナ西岸地区に位置する主要都市のひとつであり、同市の水道事業はジェニン市水道部が担っている。ジェニン市の水道は、高低差のある地形における不十分な水圧管理に伴う漏水のほか、盗水、老朽化したメータが正常に稼働していないことなどが原因で、無収水率は60%(2018年時点)と、パレスチナの他の主要都市の無収水率が25%~50%前後であることと比較しても高い水準となっている。また、料金徴収率も41%(2018年時点)と低いため、運営維持管理費すら水道料金収入で賄えない状況である。このような状況に対し、JICAは2017年より技術協力「ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト」(以下「先行技術協力」という。)を実施しており、無収水削減及びこれに係る計画策定能力、水道料金徴収能力及び水道事業運営計画策定能力の強化を行っている。具体的には、給水サービスの向上と水道収入の増収を通じて、ジェニン市民に十分な水を適正価格で供給することを目標に、2017年から2027年までの中長期水道事業経営計画(以下、「ビジネスプラン」という。)を作成し、それを元に、ジェニン市が年次毎の水道事業運営計画を作成するための支援を行っている。無収水削減については、無収水削減活動に係る研修はじめ、定期的な漏水探査と無収水率モニタリングを行い、費用対効果の高い活動を実施している。料金徴収率改善については、巡回訪問による検針が必要な従来の水道メータの代替として、プリペイド式水道メータ(以下、「PPWM」という。)の導入を進めており、パイロットエリアでは、2021年4月時点で80%以上の顧客への取り付けが完了している。また、前払い制度の導入においては、住民の料金支払いに対するインセンティブを向上・維持するために一定程度の水道サービスの水準を維持することが求められるため、上述の無収水削減活動に加え、カスタマーサービスに係る人員・体制強化(クレームがあった場合の対応迅速化、PPWM設置時の戸別訪問による説明活動など)も行われている。その結果、2021年4月時点の無収水率は約42%、料金徴収率は約51%まで改善されている。また、抜本的な漏水削減のためには、土地の高低差に応じた適正な水圧管理を行え

るように、配水管網の更新・整備を行う必要があることが同プロジェクトを通じて認識されており、水道未普及域への配水管網拡大もスコープに含めた無償資金協力「ジェニン市上水道整備計画」の実施に向けて、協力準備調査を実施中である。

今後ジェニン市の水道サービスが持続的に改善・発展していくためには、先行技術協力で支援した事業運営計画策定能力、無収水削減及び料金徴収率改善のための体制がプロジェクト終了後も維持・定着することに加え、水道事業経営に係る収支会計をジェニン市のその他の事業から完全に独立させ、現金主義となっている現会計システムを、発生主義へと速やかに移行するなどの対応も求められている。また、上記無償資金協力による施設完工後は、その運営・維持管理に向けたさらなる人員と運営・維持管理能力の強化が必要になるため、給水人口・区域・時間の増大に備えビジネスプランを修正し、人員の拡充と新たな人材の能力を強化していく必要がある。

さらに、パレスチナ水利庁 (Palestinian Water Authority。以下「PWA」という。) はパレスチナ全域 250 の水道事業体を地域ごとに統括した広域水道事業体の設立を推進している。ジェニン市は、当面の間はジェニン市水道部独自に事業を運営する意向を示しているが、ジェニン市近隣の水道事業体へプロジェクト成果を横展開するとともに、広域化についても情報を収集したうえで、広域化に対する長期的な方針検討が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェニン市 (Jenin Municipality) をカウンターパート (以下「C/P」) 機関とし、これまでの我が国がパレスチナに対して行ってきた協力による経験・教訓を踏まえ、ジェニン市の水道事業実施能力が向上し、継続的な事業改善に向けたアクションプランが策定されることを図り、もってジェニン市全域の水道サービスが改善するために、必要に応じて技術指導・助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

【第 1 次】(2022 年 2 月上旬～2022 年 7 月下旬)

(1) 第 1 次国内準備期間 (2022 年 2 月上旬～2022 年 3 月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書等を参照し、パレスチナにおける上水セクターの状況、C/P 機関による給水事業実施状況およびドナーの動き等について現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力 (特に先行技術協力の活動及び成果) の概要を把握・分析する。
- ② JICA 地球環境部及び JICA パレスチナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

- ③ 全体業務に係るワークプラン（その中に第 1 次業務のワークプランも含む）（英文）を作成し、JICA 地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (2) 第 1 次現地業務期間（2022 年 3 月中旬～2022 年 5 月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA パレスチナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② JICA パレスチナ事務所が雇用する現地傭人の人選をフォローする。
 - ③ 先行技術協力で作成したビジネスプランの内容をレビューする。
 - ④ パレスチナの上水セクター開発計画の情報を整理する。
 - ⑤ 先行技術協力における無収水削減能力強化支援の定着状況を確認する。
 - ⑥ 先行技術協力で指導した無収水削減活動に係る技術が C/P 機関に定着するために必要なインプット（ワークショップや研修を含む）を整理する。
 - ⑦ 会計システムの移行状況と先行技術協力による料金徴収能力改善に係る成果（ジェニン市全域における PPWM 設置計画、カスタマーサービス、会計システムの運用状況など）の進捗状況を確認する。
 - ⑧ PPWM 設置状況を把握し、情報を整理する。
 - ⑨ ヨルダン川西岸地区における水道事業体広域化について、他開発パートナー及びジェニン市近隣の水道事業体によるこれまでの議論及び動向について情報収集を行う。
 - ⑩ 広域化について、PWA 及びジェニン市の方針を確認する。
 - ⑪ JICA パレスチナ事務所に現地業務結果を報告の上、次回業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑫ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。また、第 2 次現地業務期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文）で合意する。
- (3) 第 1 次国内整理期間（2022 年 5 月下旬～2022 年 7 月下旬）
- ① 第 1 次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。

【第 2 次】（2022 年 8 月上旬～2022 年 12 月上旬）

- (4) 第 2 次国内準備期間（2022 年 8 月上旬～2022 年 8 月中旬）
- ① ワークプラン（英文）を作成し、JICA 地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (5) 第 2 次現地業務期間（2022 年 8 月下旬～2022 年 10 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA パレスチナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第 1 次現地業務で収集した、先行技術協力で作成したビジネスプランの内容、パレスチナの水セクター開発計画の情報をもとにビジネスプランの更新の支援を行う。
 - ③ 第 1 次現地業務で確認した、先行技術協力における無収水削減能力強化支援の定着状況に基づいて、ジェニン市による日々の無収水率モニタリング及び漏水探索活動を支援する。
 - ④ 第 1 次現地業務で整理した、先行技術協力で指導した無収水削減活動に係る技術が C/P 機関に定着するために必要なインプットの実行を支援する。
 - ⑤ 第 1 次現地業務で確認した、会計システムの移行状況と先行技術協力による料金徴収能力改善に係る成果の進捗状況に係る情報に基づいて、現金主義から発生主義への会計システムの移行を支援する。
 - ⑥ 第 1 次現地業務で整理した PPWM 設置状況の情報をもとに、設置計画の見直しを支援する。
 - ⑦ 第 1 次現地調査に引き続き、水道事業体広域化に関する情報収集、PWA 及びジェニン市の方針確認を継続する。
 - ⑧ JICA パレスチナ事務所に現地業務結果を報告の上、次回業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。また、第 3 次現地業務期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文）で合意する。
- (6) 第 2 次国内整理期間（2022 年 11 月上旬～2022 年 12 月上旬）
- ① 第 2 次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。

【第 3 次】（2022 年 12 月中旬～2023 年 4 月下旬）

- (7) 第 3 次国内準備期間（2022 年 12 月中旬～2022 年 12 月下旬）
- ① ワークプラン（英文）を作成し、JICA 地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (8) 第 3 次現地業務期間（2023 年 1 月中旬～2023 年 3 月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA パレスチナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

- ② 第2次現地業務に引き続き、ビジネスプランの更新の支援を行う。
 - ③ ジェニン市による年次水道事業運営計画及び年間報告書の作成を支援する。
 - ④ 第2次現地業務に引き続き、ジェニン市による日々の無収水率モニタリング及び漏水探索活動支援、先行技術協力で指導した無収水削減活動に係る技術がC/P機関に定着するために必要なインプットの実行支援を行う。
 - ⑤ 第2次現地業務に引き続き、現金主義から発生主義への会計システムの移行を支援する。
 - ⑥ 第2次現地業務で見直しを支援したPPWMの設置計画に基づいて、市全域での設置に向けて必要になる作業のリストアップを支援する。
 - ⑦ 第1次・第2次現地業務で収集・確認した、水道事業体広域化に関する情報、PWA及びジェニン市の方針を整理し、広域化に関するPWAとジェニン市の協議を促進する。
 - ⑧ JICAパレスチナ事務所に現地業務結果を報告の上、次回業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。併せて、JICAパレスチナ事務所にもデータを送付する。また、第4次現地業務期間までの間にC/P機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文）で合意する。
- (9) 第3次国内整理期間（2023年3月下旬～2023年4月下旬）
- ① 第3次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。

【第4次】（2023年5月上旬～2023年9月中旬）

- (10) 第4次国内準備期間（2023年5月上旬～2023年5月下旬）
- ① ワークプラン（英文）を作成し、JICA地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICAパレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (11) 第4次現地業務期間（2023年6月上旬～2023年8月上旬）
- ① 現地業務開始時に、JICAパレスチナ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第3次現地業務に引き続き、ジェニン市による年次水道事業運営計画及び年間報告書の作成を支援する。
 - ③ 第3次現地業務に引き続き、ジェニン市による日々の無収水率モニタリング及び漏水探索活動支援、先行技術協力で指導した無収水削減活動に

係る技術が C/P 機関に定着するために必要なインプットの実行支援を行う。

- ④ 第 3 次現地業務に引き続き、現金主義から発生主義への会計システムの移行を支援する。
 - ⑤ 第 3 次現地業務で作成を支援した PPWM を市全域で設置するために必要となる作業のリストに基づいて、必要な業務の支援を行う。
 - ⑥ 第 3 次現地業務に引き続き、広域化に関する PWA とジェニン市の協議を促進する。
 - ⑦ JICA パレスチナ事務所に現地業務結果を報告の上、次回業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。また、第 5 次現地業務期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文）で合意する。
- (12) 第 4 次国内整理期間（2023 年 8 月中旬～2023 年 9 月中旬）
- ① 第 4 次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。

【第 5 次】（2023 年 9 月下旬～2024 年 2 月下旬）

- (13) 第 5 次国内準備期間（2023 年 9 月下旬～2023 年 10 月上旬）
- ① ワークプラン（英文）を作成し、JICA 地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICA パレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (14) 第 5 次現地業務期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 12 月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA パレスチナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第 4 次現地業務に引き続き、ジェニン市による年次水道事業運営計画及び年間報告書の作成を支援する。
 - ③ 第 4 次現地業務に引き続き、ジェニン市による日々の無収水率モニタリング及び漏水探索活動支援、先行技術協力で指導した無収水削減活動に係る技術が C/P 機関に定着するために必要なインプットの実行支援を行う。
 - ④ 第 4 次現地業務に引き続き、現金主義から発生主義への会計システムの移行を支援する。
 - ⑤ 第 4 次現地業務に引き続き、PPWM を市全域で設置するために必要となる作業のリストに基づいて、必要な業務の支援を行う。

- ⑥ 第4次現地業務に引き続き、広域化に関するPWAとジェニン市の協議を促進し、方針の決定を支援する。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)をC/P機関に提出し、報告する。併せて、JICAパレスチナ事務所にもデータを送付する。
- (15) 第5次国内整理期間(2023年12月下旬～2024年2月下旬)
- ① 専門家業務完了報告書(和文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(全体及び各現地業務時)
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
英文簡易製本3部(JICA地球環境部、JICAパレスチナ事務所、C/P機関へ各1部)
英文データ(JICA地球環境部、JICAパレスチナ事務所)
- (2) 現地業務結果報告書
各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。
英文簡易製本3部(JICA地球環境部、JICAパレスチナ事務所、C/P機関へ各1部)
英文データ(JICA地球環境部、JICAパレスチナ事務所)
和文2部(JICA地球環境部、JICAパレスチナ事務所へ各1部)
ただし、第5次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第5次現地業務結果報告書(英文)には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
 - ・広域化に関する提言
 - ・水道サービスの質の向上・維持に関する提言
 - ・長期的な水道事業経営に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部)
2024年2月22日(木)までに提出。全期間の業務の完了報告書として、JICA地球環境部及びJICAパレスチナ事務所に提出し、報告する。
C/Pと協働して作成した現職教員研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ソウル/香港⇒テルアビブ⇒ソウル/香港⇒日本を標準とします。
見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA パレスチナ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・ 車両関係費
 - ・ 通信費（SIM カード）* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
7. 業務の内容に記載の現地業務期間に応じて提案してください（第 1 次現地業務は 7. 業務の内容（2）に記載の期間とします）。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、4 月上旬から 5 月中旬は C/P 機関の多くが休暇に入るため、この時期を除いた期間を提案してください。
11 月 1 日より実施されている新制度によってイスラエルへ入国した場合、空港到着時の PCR 検査の陰性結果又は到着後 24 時間の隔離が求められています。隔離中は遠隔で業務を実施予定です。
 - ② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で実施します。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし（臨時会計役委嘱予定）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地傭人備上：事務所で雇用予定（人選は本業務従事者と JICA パレスチナ事務所が協議の上で決定すること）。ただし、現地傭人の監督・労務管理（勤務管理表の確認、給与計算含む）は、本業務従事者が JICA パレスチナ事務所に代わって行うこととする。

カ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

キ) 執務スペースの提供：C/P 内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ (gegwt@jica.go.jp) にて配付します。

・ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト 業務進捗報告書 3

・ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト 終了時評価報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

本案件はプレゼンテーションを実施しません。

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効と

させていただきます。

- ② 現地業務に先立ち「JICA 安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。JICA 国別対策措置及び JICA パレスチナ事務所作成「パレスチナ安全対策マニュアル」にかかる事項を順守し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。パレスチナ到着後は速やかに JICA 事務所からセキュリティブリーフィングを受け、滞在中の行動については以下に示す JICA の安全管理基準を厳守してください。渡航計画及び所定の安全管理情報を JICA に提出するとともに現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所、在イスラエル日本大使館等などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

ア) 安全管理体制

滞在者表・行動予定表を定期的に JICA パレスチナ事務所に提出し、変更がある場合は、随時事務所に届け出る。

イ) 通信手段の携行

常に通信手段を携行する。外出する際には、緊急事態に対応できるよう団員間の連携に留意し、活動グループごとに適切な連絡手段を携行すること。また、現地再委託を行う場合、緊急事態への対応が適切に取られるよう必要な措置を講じた契約を行うこと。

ウ) 都市間移動の制限

19:00から8:00の都市間移動禁止（イスラエル国から西岸地区都市への移動含む。ただしテルアビブ（ベングリオン空港）ーラマツラ間の移動等は、業務上必要であると事務所長が認めたものについては可とする）。行動が日没に及ばないように行動計画に十分留意する。

- ③ 本業務ではガザ地区の入域は想定しておりません。
- ④ パレスチナは公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する

約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上